

## 原動機付自転車、小型特殊自動車等

＜原動機付自転車、小型特殊自動車等 新税額表＞

種別		新税額
原動機付自転車	第一種 50cc 以下	2,000 円
	第二種 乙 90cc 以下	2,000 円
	第二種 甲 125cc 以下	2,400 円
	ミニカー	3,700 円
軽二輪	126cc～249cc	3,600 円
小型二輪	250cc 以上	6,000 円
小型特殊自動車	農耕用（トラクター、コンバイン等）	1,500 円
	その他（フォークリフト等）	5,900 円
ボートトレーラー		3,600 円

## 軽四自動車等

初度検査年月から 13 年経過した車両は、重課税額（経年重課）が適用されます。これは、環境負荷の軽減の観点から、地方税法改正により決定されたものです。

＜軽自動車等税額表＞

	区 分	【旧税額】	【新税額】	【重課税額】
		初度検査年月が 平成 27 年 3 月以前	初度検査年月が 平成 27 年 4 月以降	初度検査後 13 年経過 (経年重課)
四輪	乗用・自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
	乗用・営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
	貨物・自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
	貨物・営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
三輪		3,100 円	3,900 円	4,600 円

※軽自動車等は、初度検査年月により税額が変わります。新車の場合は、「購入の年月」、中古車の場合は、「最初の所有者が購入した年月」となります。

※新税額に該当する方は、[グリーン化特例\(軽課\) PDF ファイル](#)もご確認下さい。

※旧税額や新税額に該当する場合でも、初度検査後 13 年経過後は、重課税額が適用になります。